

令和8年度佐賀県入札参加資格申請要領

≪県外建設関連業者（コンサルその他）≫

今回の入札参加資格有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

申請受付期間（土日祝日を除く）

持参：令和7年10月27日～11月7日 ※受取のみ。受取時は書類の確認や審査は行いません。
郵送：令和7年10月27日～11月7日 ※受付票の返送等を行いません。原則、郵便追跡サービスを利用できる
（最終日消印有効） 書留やレターパック等をご利用ください。

提出書類

次ページの一覧表を参照。

提出方法

- ・次ページ「提出書類」すべてを順番どおりに A4 フラットファイル に綴じ、背表紙に業者名を明記して提出。
- ・提出部数は1部。ただし、県からの問い合わせに対応できるよう、すべて提出控えを取っておくこと。

申請書提出先（お問い合わせ先）

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県県土整備部建設・技術課 入札・契約担当

※申請書を郵送する際は、封筒に「入札参加資格審査申請（県外コンサル）」と朱書きしてください。

電話：0952-25-7102

メール：shimeinagai@pref.saga.lg.jp

その他注意事項

- (注1) 申請書類に不備等がある場合は、令和7年11月28日までに不足分を提出してください。
なお、期日までに提出がなければ、申請がなかったものとして取り扱います。
- (注2) 令和6年度の「令和7・8年度入札参加資格審査の申請」（定期審査）にて、既に申請した業種については、今回の追加審査では申請できませんのでご注意ください。
- (注3) 申請日以降に申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかにお問い合わせ先あてご連絡ください。
申請書等を再度提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注4) 提出書類に記載された個人情報、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査のためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシー
(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>) をご覧ください。

提出書類

すべて **A4 フラットファイル** に綴じてください。

	提出書類	測量	建築	土木	地質	補償	環境	他
共通	チェックシート、資格審査申請書（様式 4）、申請書受付票（持参時のみ）、 出資状況等に関する調査票、誓約書 ※返信用切手は不要です。							
1	・令和 5・6 年度入札参加資格決定通知書〈写し〉 ・令和 6 年度入札参加資格決定通知書〈写し〉 ・令和 7・8 年度入札参加資格決定通知書〈写し〉 ※該当年度の入札参加資格を有している場合（直近のもののみで可）	○	○	○	○	○	○	○
2	・県税納付状況確認同意書 指定様式 ・佐賀県税に未納がないことの証明書〈原本〉または徴収猶予許可通知書〈写し〉 ※いずれかを提出 ※未納がないことの証明書の場合、県内に営業所等がない場合も「課税がない」ことの証明書〈原本〉が必要	○	○	○	○	○	○	○
3	消費税等に未納がないことの証明書〈写し可〉 または納税の猶予許可通知書〈写し〉	○	○	○	○	○	○	○
4	委任状（支店等） ※支店・営業所に県との契約権限を委任する場合。指定様式	○	○	○	○	○	○	○
5	委任状（行政書士） ※行政書士に申請を委任する場合。任意様式	○	○	○	○	○	○	○
6	登録（更新）通知または登録証明書等〈写し〉 ※登録証明書は申請日から 3 か月以内発行のもの ※電子申請の場合は、国または都道府県が確認したことが分かる書類の添付が必要	○	注 1	○	○	○		
7	測量法第 55 条の 8 第 1 項および第 2 項の規定に基づく書類〈写し〉 ※国に提出した最新の書類の控え ※電子申請の場合は、国が確認したことが分かる書類の添付が必要	○						
8	現況報告書〈写し〉 ※国の確認済印がある最新のもの ※電子申請の場合は、国が確認したことが分かる書類の添付が必要			○	○	○		
9	測量士名簿記載事項証明書〈原本〉 ※申請日から 3 か月以内発行のもの ※国の登録において営業所ごとに常勤かつ専任で配置することを要するとされている測量士 1 名分	○						
10	直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書〈写し〉 ※該当者の氏名・生年月日以外の項目（標準報酬月額等）はすべて黒塗り可 ※測量業務は、項目 9 に掲げる者の分 ※地質調査業務は、現場管理者（営業所ごとに常勤かつ専任で配置することを要するとされている技術者）1 名分	○			○			
11	技術者経歴書（整理番号 11） ※国または都道府県の登録がない部門を申請する場合に提出（建築を除く）		注 2				○	○
12	実績調書（整理番号 12） ※国または都道府県の登録がない部門を申請する場合に提出		注 2				○	○
13	法人の登記事項証明書または代表者の身分証明書〈原本〉 ※申請日から 3 か月以内発行のもの		注 2				○	○
14	申請業務を行うに当たり、国または都道府県の登録・指定等を受けている場合： 登録または指定等を受けていることを証するもの〈写し〉 ※計量証明業務を申請する場合は、計量証明事業登録証等、調査分析できる物質について確認できるものを必ず提出すること。						○	○

注 1 建築関係建設コンサルタント業務のうち「建築士事務所」を申請する場合に提出

注 2 建築関係建設コンサルタント業務のうち「建築関係コンサルタント」のみ申請する場合に提出（「建築士事務所」と併せて申請する場合は不要）

※法令に基づく許可・登録等が必要な業務は、当該許可・登録等がなければ申請できません。

当該許可・登録等があっても、申請時点で当該許可・登録等の要件を満たしていない場合は申請できません。

※測量業務は、営業所に常勤かつ専任で配置することを要する測量士等が在籍していない営業所では申請できません。

※建築士事務所は、県の登録を受けていない建築士事務所では申請できません。

※土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務は、国の登録を受けていない部門は申請できません。

※建築関係コンサルタント、環境調査業務、その他の業務は、会社実績、または実績のある技術者の在籍いずれかがないと申請できません。

※計量証明業務は、委任を受けた支店等（委任しない場合は本店）が、その所在地を管轄する都道府県に計量事業所として登録されていないと申請できません。

○税証明について

- ・申請日から3か月以内に発行したものに限る。
- ・佐賀県税に未納がないことの証明書は、原本を提出すること。
（県内に事業所がない業者や非課税業者も、「課税がない」ことの証明書の原本を提出すること。）
- ・県税納付状況確認同意書を提出する場合は佐賀県税に未納がないことの証明書は提出不要。
- ・消費税等に未納がないことの証明書は写し可。

※証明書請求先

佐賀県税に未納がないことの証明書	県内の県税事務所 ※下記参照
消費税等に未納がないことの証明書	主たる営業所を管轄する税務署

※県内の県税事務所

佐賀県税事務所 納税課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町 8-1（佐賀総合庁舎内）	電話：0952-30-3162
唐津県税事務所 納税課	〒847-0861 唐津市二タ子 3-1-5（唐津総合庁舎内）	電話：0955-73-1551
武雄県税事務所 納税課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265（武雄総合庁舎内）	電話：0954-23-3103